

令和7年9月26日
城南衛生管理組合

城南衛生管理組合会計年度任用職員 (一般事務補助)募集要項

1 応募要件及び試験内容等

(1) 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格
一般事務補助	1名	・普通自動車免許保有 ・Word、Excelの基本操作ができる方 (簡単な表作成や入力ができる方)

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(最終ページに記載)に該当する人は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

※ ご不明な点がある場合は、総務課人事庶務係までお問い合わせください。

(2) 応募方法

電話又はメールによりお申込みください。申込にあたっては、①氏名、②連絡先(電話及びメール)をお伝えいただきますよう、お願いします。なお、面接の詳細な時間については、後日連絡いたします。

面接時に履歴書を持参してください。

【電 話】 0774-34-3370 (総務課人事庶務係 直通)

【メール】 soumuka@jyonaneikan.jp

(件名に「会計年度任用職員採用試験申込」と御記載ください。)

ウ 試験内容

(ア) 実施日

詳細な日程及び時間は申込受付終了後に連絡します。

(イ) 会場

京都府宇治市宇治折居18番地

城南衛生管理組合 クリーンパーク折居事務所棟

(ウ) 内容

PC 試験：簡単な表計算及び文書作成の試験

個人面接：主として知識・人物などについての個人面接

2 任用条件

(1) 任用予定期間

採用日から令和8年3月31日まで

(2) 勤務場所

京都府宇治市宇治折居18番地

城南衛生管理組合 クリーンパーク折居事務所棟 1階 広報協働課

※公共交通機関の場合、京阪宇治駅又はJR宇治駅から

京都京阪バス 緑苑坂・維中前・宇治田原工業団地行き

白川峠下車 徒歩5分

(3) 職務内容

会計年度任用職員(非常勤職員)として、以下の業務に従事いただきます。

ア リユースコーナーでの不要品受付・販売(レジ対応含む)

イ 利用者への案内・対応

ウ 日報の集計、売上や在庫の簡単な入力(Excel 等使用)

エ 不要品の訪問回収、施設からのピックアップ業務補助

オ 環境ふれあいひろばの運営に関する事務補助(イベント対応含む)

(4) 勤務日数

4週間ごとに 10 日勤務(週2～3日程度)

※月4日程度の土日勤務あり

(5) 勤務時間

8時30分から17時15分まで(実働7時間45分) ※休憩1時間

(6) 給与

ア 日給 日給 10,159 円

イ 通勤手当

公共交通機関:回数券又は定期券等相当分を支給

自家用車等:距離に応じた日額支給

ウ 期末勤勉手当 4.60月分(令和6年実績)

【備考】

・末日締め、翌月10日払(10 日が土日祝日の場合、10日以前直近の平日に支給)

・給与は、職員の給与改定等にあわせ変更となる場合があります。

・期末勤勉手当は、6月1日、12月1日に在職する職員に支給します。
また、実際の支給月数は、勤務期間等により異なります。

・その他、時間外勤務手当、休日勤務手当等、当組合条例に定める事由に該当する場合支給される手当あり

・自家用車等で通勤し、公的な財産である当組合の敷地内に駐車する場合は、駐車料金を毎月徴収します。

(24円/日(自動車)、5円/日(二輪車))

【参考】1か月の給与例 ※各種控除前の金額です。

月 10 日勤務した場合・・・101,590 円+通勤手当

(7) 休暇制度

有給休暇	無給休暇	備考
(1)年次有給休暇 (2)特別休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・生理休暇 ・出生サポート休暇 ・産前休暇 ・産後休暇 ・配偶者の出産休暇 ・育児参加のための休暇 ・夏季休暇	(1)特別休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児休暇 ・傷病休暇※2 ・ドナー休暇 ・養育両立休暇 ・短期介護休暇 ・介護休暇 ・介護時間	※会計年度任用職員の年次有給休暇は、週の勤務日数及び任用期間により決まります。 ※特別休暇については、勤務日数等により、付与日数が異なる場合があります。

・公民権行使休暇 ・官公署出頭休暇 ・災害復旧休暇 ・通勤困難休暇 ・傷病休暇※1		
---	--	--

※1 私傷病の場合に限る。

※2 公務上の負傷・疾病、通勤による負傷・疾病の場合に限る。

(8) 社会保険、福利厚生

労災保険

(9) 服務等

地方公務員法の服務に関する各規程が適用となり、これらに反する場合、懲戒処分の対象となる。(パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)は適用外)

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 城南衛生管理組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者